第36回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時:平成25年1月21日(月)13時00分~15時00分

場所:弁護士会館16階来賓室

出席者:(委員)

議長 北川 正恭(早稲田大学公共経営大学院教授)

長見 萬里野(全国消費者協会連合会会長)

古賀 伸明(日本労働組合総連合会会長)

ダニエル・フット (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

中川 英彦(前京都大学大学院教授)

松永 真理 (バンダイ社外取締役)

湯浅 誠(反貧困ネットワーク事務局長)

(日弁連)

会 長 山岸 憲司

副会長 橋本 副孝、武井 共夫、佐藤 豊、小川 恭子

事務総長 荒 中

事務次長 中西 一裕、二瓶 茂、鈴木 啓文、大貫 裕仁、菅沼 友子、 野口 啓一

広報室室長 生田 康介

男女共同参画推進本部事務局次長 佐藤 倫子

以上 敬称略

1. 開会

(中西事務次長)

まだ来られていない方もいらっしゃいますが、定刻を少し過ぎておりますので、始めたいと思います。委員の皆さん、お忙しい中ありがとうございます。第36回の市民会議を開催させていただきます。

前回出席されなかった方もいらっしゃいますので、まず日弁連側の出席者を紹介させていただきます。それでは、佐藤副会長からどうぞ。

(佐藤副会長)

副会長の佐藤豊でございます。前回に引き続き、出席いたします。長野県弁護士会の所属でございまして、主に法テラスを担当しております。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(橋本副会長)

副会長の橋本でございます。第二東京弁護士会の会長を兼ねております。主に法曹養成を担当しております。本日のテーマにもありますロースクール、法科大学院センターの担

当でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(武井副会長)

副会長の武井です。横浜弁護士会の所属です。広報、消費者問題などを担当しております。よろしくお願いします。

(山岸会長)

会長の山岸でございます。お忙しい先生方にお集まりいただき、また、いつも貴重なご 意見を頂戴して感謝しております。新年になって第1回目の市民会議でございます。本年 も委員の皆様には、いろいろとアドバイスを頂戴できればと思います。どうぞお願いいた します。

この間、ご存じのとおり、政権交代がありました。新たに議員になられた方々、それから 政権に復帰された方々との関係を深めるということで、年明けから一層かなり忙しく動き回 っているところです。自民党政権の中でなかなか厳しい案件も多々あるかと思いますが、私 どもとしましては決して力を抜くことなくやっていかなければならないと思っております。

今日写真撮影をさせていただきますが、ホームページの「今週の会長」というところで 載せていただくことがあり得るということですし、お許しいただければ会長ブログのほう に掲載させていただくことがあるかもしれません。よろしくお願いできればと思います。

また、今日もご意見を頂戴できればと思います。

(荒事務総長)

事務総長の荒です。昨年中は先生方にもいろいろご協力いただきました。今年も先生方にあたたかいご助言をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(小川副会長)

副会長の小川です。市民会議の担当副会長でございます。また、本日テーマになっておりますが、男女共同参画推進本部の担当をいたしております。他には、司法アクセス、過 疎偏在対策の関係を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

(中西事務次長)

副会長は以上でございます。では、次長ということで、鈴木さんから。

(鈴木事務次長)

どうぞお願いいたします。

(大貫事務次長)

お願いいたします。

(菅沼事務次長)

よろしくお願いいたします。

(野口事務次長)

よろしくお願いいたします。

(中西事務次長)

次長は、以上でございます。では、生田康介広報室室長。

(生田広報室長)

よろしくお願いします。

(中西事務次長)

佐藤倫子男女共同参画推進本部事務局次長。後でご報告をお願いします。

(佐藤男女共同参画推進本部事務局次長)

よろしくお願いします。

(中西事務次長)

今参りましたのが二瓶茂事務次長です。

本日の配付資料ですが、お手元に第36回日弁連市民会議という冊子になっているものがあります。議題1が、日弁連の男女共同参画推進基本計画についてで、その関連資料が36-1から36-1-12までです。議題2が、アメリカのロースクール教育と学生の進路についてです。この関連資料が36-2から36-2-3までです。

なお、本日の市民会議では、いつもと同様にホームページに掲載する今週の会長の撮影でカメラが入りますので、場合によってはお顔が入ることもありますが、よろしくご了承ください。

それでは、北川議長のほうで進行をお願いします。

2. 開会の挨拶

(北川議長)

それでは、ただいまから会議を始めさせていただきます。まず、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

なお、本日は豊秀一副議長と清原慶子委員が、残念ですが、所用のためにご欠席でございます。それでは 36 回目の市民会議を開催させていただきます。

3. 山岸憲司日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に、ご列席をいただいております山岸憲司日弁連会長から、一言ご挨拶をいただきます。お願いします。

(山岸会長)

2013 年も 20 日ほど過ぎましたけれども、まだ1月でございますので、改めて明けましておめでとうございます。お忙しいところご参加いただき、貴重なご意見を伺えるということで本当にありがたく思っております。ご存じのように、私と荒事務総長は、就任以来、いろんなところへ挨拶まわりに伺い、意見交換もさせていただき、山場に来ている様々な課題に懸命に取り組んでまいりました。全国各地の弁連大会にも懸命にまわって、そこでの意見交換もしてまいりました。そうしたところ、政権交代ということで、また新しい政権との関係づくり、意見交換、いろいろな場を設定するということで、大変忙しい思いを

しております。この市民会議の先生方の貴重なご意見を踏まえながらまた進んでまいりた いと思います。

法曹養成制度がうまくいっていないという話が非常に多い中、どういうふうに進めていけばいいのか、修習生が非常に苦境に立たされていると言いますけれども、経済的支援をどうしていけばいいのか、人口問題をどうするのか。ちょうど山場に来ているところでございます。

そしてまた刑事司法改革については、昨日の新聞でもお読みいただいておりますように、中間取りまとめの段階ですけれども、方向性、あるいは範囲について、厳しいつばぜり合いの中で方向性が明らかにされてくるといいますか、明らかにしていかなければいけないという、非常に大切な時期に来ております。

そんな中で、いろいろとご意見を頂戴したいと思います。今日の議題は、男女共同参画社会ということでございまして、小川副会長が熱心に熱心に取り組んでこられた課題であり、当執行部としても1つの柱、政策・会務執行方針の柱としています。しかし、昨年10月に世界経済フォーラム(WEF)が発表した「男女格差報告2012年版」の調査結果では、日本は調査対象135か国中101位ということを見ますと、改めて何が欠けているのか、何をなさねばならないのかということをきちんと考えていかなければならないのではないかというふうに思います。私にしてみれば、世界の方々とお会いすると、欧州弁護士会評議会(CCBE)の会長、オーストラリアの会長、米国法曹協会(ABA)の会長、国際通貨基金(IMF)の専務理事等、女性の方が大変活躍しています。国際刑事裁判所(ICC)の主席検察官も、女性が表敬訪問にいらっしゃいました。いろんなところで女性が活躍しておられるという印象をもっているのですが、全体としてはまだまだであるという評価を受けているようでございます。

そのような中でいろいろな点について、それぞれのお立場の中で何をしなければならないのかについて、また改めてご意見を頂戴できるものと思っております。

また、ロースクールが本日のテーマになっております。日本の司法研修所教育とは違う、ロースクールを日本に入れて果たして成功するのかという疑問の声は当時からあったようでございます。けれども、やはりできた制度ですから、うまく有機的な連携関係をとって、世界に本当に誇れる法曹養成制度にしていかなければいけないにもかかわらず、今やや後ろ向きの議論等もなされておりますし、出口がなかなか見えにくい。予備試験の問題、入口と出口を絞っていく問題、教育の質が確保されていないという問題ですとか、大変難しい。前回ご議論いただきましたけれども、地方自治体や企業、いろいろなところに活躍の場を広めていくというあり方が、やはり隣接士業があったり、企業のマインドが違ったりということで、必ずしも進んでいるとは言い難い。しかし、一歩一歩進めていかなければならない。そういったところで、アメリカのまた現実的な事例を教えていただきますと、参考になろうかと思っております。

いろいろとご意見を賜りたいとお願いを申し上げて挨拶とさせていただきます。ありが

とうございました。よろしくお願いします。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

はい、どうもありがとうございました。

それでは議事録の署名人を決定したいと思います。勝手でございますが、長見委員とフット委員を指名させていただきます。よろしゅうございますか。

それでは、よろしくお願いをいたします。

5. 議事

議題①日弁連の男女共同参画推進基本計画について

(北川議長)

それでは議題に入ります。お手元に配付されている議題のとおり進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。この議題につきましては、55分ぐらいで終了して、次の予定に行きたいと思います。

まず第1の議題で、「日弁連の男女共同参画推進基本計画について」ということで検討を していきたいと思います。

佐藤倫子男女共同参画推進本部事務局次長にご説明をお願いしたいと思いますので、よ ろしくお願いいたします。

(佐藤男女共同参画推進本部事務局次長)

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。座ってお話をさせていただきたいと思います。

私のほうからは、日弁連の男女共同参画推進基本計画について、女性弁護士のこれまで と現在の状況、そして日弁連における男女共同参画の歩みなどについて、簡単にご説明申 し上げたいと思っております。

まず、女性弁護士の数の推移や現況について、お話をしたいと思います。本日お配りした資料の1枚目、36-1-13というものがございます。私佐藤の名前で書かせていただいております。こちらに基づいて本日報告を説明させていただきたいと思っております。

まず、第1の1、女性弁護士数の推移と、取り巻く状況ということでお話をいたします。 1940年に日本では初めて3名の女性弁護士が誕生いたしました。1949年の9月に日弁連が設立されまして、当時6人だった女性弁護士は今日までだいぶ数を増やしてまいりました。 事前資料の36-1-11、39ページからをご覧ください。これは2012年版の弁護士白書になりますが、こちらに女性弁護士数と割合の推移も記載してございます。1950年には0.1%だった女性会員が、2012年には17.4%まで増加いたしました。今年の1月1日現在では、5,923人女性弁護士がおります。日弁連全体の会員数は3万3,500人と1月1日現在ではなっておりますので、現在全体に占める女性の割合は、17.8%になっています。

次に、年齢別、修習期別の構成についてご報告を申し上げたいと思います。同じく 39 ページの下の段をご覧いただけたらと思います。年齢別の構成を見ますと、2012 年 3 月時点で、5,595 名いた女性会員のうち、1,118 名が 20 代、2,489 名が 30 代となっており、64%が 20 代から 30 代であるということになっています。

一方、男性の場合では、20 代、30 代を合わせても 41%です。女性のほうがかなり会員 の年齢層が低いということがわかると思います。

同じく修習期で見てみたいと思いますけれども、こちらは 41 ページをご覧ください。こちらが修習期別の男女数となっております。弁護士経験が比較的浅い 60 期代の女性が 45%程度となっています。資料は 2012 年 3 月 31 日現在ですので、今年になりますとさらに 400~500 人女性会員が増えていると思いますので、おそらく 66 期も合わせると、女性会員のうち 50%以上は、おそらくこの 60 期代という層に入るのではないかと考えています。

次に 40 ページをご覧ください。女性弁護士の分布についてお話をしたいと思います。女性弁護士は、大都市に、特に東京に多く集まっていて、この表ではわかりませんけれども、地方の県などでも、県庁所在地に多く集中する傾向があります。また、日弁連平均では全体では 17.4% なわけですが、40 ページをご覧いただいてもわかるように、女性会員が 10% もいないという単位会も多くあります。また、女性弁護士がいない地方裁判所の支部、つまり、市民が女性弁護士にアクセスしづらいという地域かと思いますけれども、そのような地方裁判所の支部も全体で 68 か所ございます。

次に、女性弁護士の経済状況についてお話をしたいと思います。本日、お配りした資料の4ページ、5ページをご覧ください。細かくなりますので後ほどお読みいただけたらと思いますけれども、これは2010年に日弁連で行いました「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査」の結果に基づいて、報告書がつくられまして、その抜粋の一部です。女性弁護士の特徴について、調査結果に基づいて記載されております。

この調査によれば、男性弁護士と女性弁護士との間には、所得金額において統計的に有意な差が見られました。30代までの回答者に限っても、所得において男性では1,132万円、女性では839万円と300万円近い差が出ていることがわかりました。このコラムでは、その原因として取り扱う業務内容の違い、依頼者層の違い、出産育児と専門職キャリアの両立が困難な状況にある女性が少なくないということが原因としてあげられると指摘されています。

ここまでが女性弁護士全般の状況のご報告でしたけれども、次に日弁連執行部における 女性数についてご報告をします。1949年に日弁連が設立されて以来、女性の会長は誕生し ていません。副会長は1950年から昨年度までに、2003年度、2005年度に各1名女性副会 長が就任していますが、それ以外には今までおりませんでした。既にお配りしています資 料の37ページをご覧ください。2007年度から2012年度の会長、副会長、理事等の中に女 性が占める割合が示されております。

先ほど申し上げましたように、2003年度、2005年度に各1名副会長の女性が就任しただ

けでございましたけれども、本年度 2012 年度は小川副会長と宇都宮副会長の 2名の女性副会長が誕生しています。

一方、各地方の単位弁護士会の会長や地方の弁護士連合会の推薦で占められます理事会の本年度の理事につきましては、この表の中で言いますと 2012 年のところのA+Bとなっているところになります。71 名の理事のうち、女性の会員は5名にとどまっています。

なお、内閣府の「第3次男女共同参画基本計画」というものがございます。今回お配りしていますのは、資料の中で32ページからになっておりますけれども、その中では33ページの下のほうをご覧ください。「第3次男女共同参画基本計画」は、弁護士における女性の参画拡大というものも謳っておりまして、日弁連に対し2020年までに女性会員の割合を30%にすることを要請しています。

一方で、この 36·1·13 の資料の 3 にも入っておりますけれども、同じく本日お配りしております資料の 48 ページをご覧いただきたいと思いますが、法科大学院生における女性の割合というものは、2012 年現在、28.2%にとどまっています。また、今度は 43 ページの下のほうにございますように、司法試験合格者に占める女性の割合というのは 25.9%になっています。

このように、毎年弁護士会に参入してくる女性の数自体が全体の3割に満たない状態ですので、正直申し上げて2020年までに女性会員の割合を30%にするという内閣府の要請は、現実的には困難と言えると思います。

女性法曹を増やす地道な活動が必要と言えます。私個人の考えですけれども、問題点と しては、参考ということで資料 36-1-13 のレジュメに書かせていただいたように、法科大学 院教員における女性の割合の問題もあるというふうに考えています。

本日お配りしました資料の7ページ、8ページになりますけれども、法科大学院における教員の内訳が書いてございますが、2012年、法科大学院の専任教員に占める女性割合は10.5%、兼任教員では12.5%にすぎませんでした。専任、兼任合わせても女性教員が全くいないという法科大学院も73校中で12校ございました。女性法曹増加のためには、法科大学院をはじめ小中高も含めた女子学生に対して、女性法曹のロールモデルを提供する必要があるのではないかと考えています。

それでは次に、レジュメの第2、日弁連における男女共同参画のあゆみということについて、お話しさせていただきたいと思います。日弁連における男女共同参画の活動の第一歩は、こちらのレジュメに書かせていただきましたように、2002年5月定期総会で決議された「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」というものです。資料では、事前配付資料の2/76ページからになっています。ざっとご説明させていただきますが、この決議の後に、6/76ページにありますが、2007年4月理事会で「日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱」を制定いたしました。その後、9/76ページにありますように、同年5月の定期総会で「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議」を採択いたしました。

この決議を経まして同年6月に日弁連男女共同参画推進本部が設置され、今日まで活動をいたしております。推進本部が設置されまして、日弁連会員から意見を聴取するキャラバンを実施いたしまして、その後2008年3月に「日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画」、これを第1次基本計画と呼ばせていただきますが、策定されました。これが16/76ページからのものです。今日まで日弁連における男女共同参画の活動の指針となってきた基本計画でございます。

レジュメの2ページ目に第1次基本計画の重点12項目というものを載せております。この12項目をご覧いただければわかるかと思いますが、①政策・方針決定過程への女性会員の参画拡大、②収入と所得、業務等に関する男女会員間の格差の調査・検討、③就職・処遇における男女平等確保、④女性弁護士不足の解消、⑤仕事と家庭の両立支援、⑥男女共同参画の視点に立った公式企画・印刷物等のあり方の検討、⑦性差別的な言動や取扱いの防止、⑧苦情処理機関、⑨国際活動、⑩研修・啓発活動、⑪男女共同参画推進体制の構築・整備、⑫司法におけるジェンダー問題への取組み、この重点12項目を立てまして、今日まで活動を続けてまいりました。

活動の実施状況と成果、そして十分でない問題点などにつきましては、資料の 34/76 ページの細かい表になっておりますけれども、こちらにございます。1つひとつ申し上げていくのは、少し細かいかと思いますので、後ほどご覧いただけたらというふうに思っております。「性別による差別的取扱い等の防止に関する指針」が定められたり、先ほど述べたように「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査」を行ったり、「公式企画の実施にあたり男女共同参画の観点等から留意すべき事項に関するガイドライン」を作成したり、通常使用に関する手引きを作成しております。また、まだ成立はしておりませんけれども、育児期間中の会費免除規定についても、現在案を作成しまして、関連委員会に照会するところまで漕ぎつけるなどいたしております。

日弁連の第1次基本計画の 12 項目は、2012 年度までの目標となっております。現在当推進本部では、これまでの第1次計画の実施状況や 2010 年 12 月に閣議決定されました内閣府の「第3次男女共同参画基本計画」等を踏まえまして、第2次基本計画を策定している途中でございます。

「第3次男女共同参画基本計画」について、32/76ページを再度ご覧ください。弁護士における女性の参画拡大ということで、2020年までに女性会員の割合を30%にということも1つですし、女性弁護士ゼロ地域を減らす取組みも求められています。また、女性のロールモデル等の発掘として、様々なキャリアや働き方に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供、あるいはメンター制度の導入などが求められています。また、仕事と生活の調和の促進が求められています。

先ほど少し申し上げましたように、2012 年までに日弁連の男女共同参画推進本部では、「性別による差別的取扱い等の防止に関する指針」や、それに基づく苦情処理機関の設置や、「公式企画の実施にあたり男女共同参画の観点等から留意すべき事項に関するガイドラ

イン」の策定等々を行ってまいりました。また、育児期間中の会費免除についても、近々 成立が見込めるところまで漕ぎつけております。

このように、日弁連の中で男女共同参画に関する器はできつつあるというふうに考えています。しかし一方で、地方単位会で育児休業期間中の会費免除規定の策定にあたって、強い反対論が出て難航するというようなこともございましたし、男女共同参画の意識が日弁連全体に十分に浸透していると果たして言えるのかということは疑問だというふうに考えています。

男女共同参画は、日弁連の男女共同参画推進本部がやることなのだろうというどこか他 人事めいた意識が少なからずある。男女共同参画は、日弁連全体が取り組むべき課題であ るということをいかに浸透させるかというのが重要だというふうに考えています。

そこで、第2次基本計画では、器だけではなく、日弁連全体の男女共同参画意識を醸成、 浸透させることを重点的な目標とし、そのための体制を再構築、再整備を行いたいと考え ています。

また、内閣府の「第3次男女共同参画基本計画」にもありましたように、若手女性会員は、身近にキャリアを積んだ女性弁護士がいないために、自身のライフスタイルやキャリアのあり方についてビジョンを十分に描くことができず、悩んでいる方も少なくありません。また、志ある女性が弁護士にどんどん参入し、活気ある弁護士会にするためには、女性会員をはじめ中高生、大学生などの女子学生に対しても、女性弁護士のロールモデルを提供することが必要であると考えています。

ついては、第2次基本計画では、第1次基本計画では記載していなかったロールモデル の提供ということも大きな柱の1つとして展開していきたいというふうに考えています。 少し長くなってしまいまして、申し訳ありません。以上で報告は終わります。

(北川議長)

ありがとうございました。小川副会長、よろしいですか。

(小川副会長)

簡単に補足しますと、これから議論していただくのに、問題点というのをご理解いただいたらどうかと思います。34/76ページ以下に表をつくっております。1つは、日弁連の意思決定機関に女性を増やすという問題に関しては、一般の人権関連の委員会とか人数は増えております。しかし、弁護士推薦委員会であったり、あるいは綱紀や懲戒に関する委員会であったり、いわゆる枢要な委員会は、大体元会長をした方や弁連の理事長をした方の指定席になっていて、なかなかそこの席に着けないというようなこともありまして、委員ゼロのところもまだなくなっていないという問題がございます。

理事につきましては、いわゆる地方の弁護士会の会長にあたる方々です。先ほど 71 名中 5 名と言いましたけれども、過去に理事で 5 名以上になったことはなく、なかなか増えておりません。いわゆるポジティブアクションということで、何らかの形でもう少し女性を増やすことはできないかという議論は昔からあります。やはり選挙によって選ばれてくる

人たちであるため、そこに女性枠を設けたりすることについては抵抗が強いということで、 なかなか進まないという状況にあります。

それから収入と所得、業務等に関する問題についてです。先ほどご紹介しましたように、収入に関しては男性対女性で大体3分の2というふうな感じになっているところがあります。就職・処遇における男女平等確保ということについては、規程はつくりましたけれども、今年の就職状況を見ましても、やはり面接に行くと女性は採用しにくい等、いろいろな発言がなされているというのが現状のようです。

それから、女性弁護士不足の解消というところで、先ほど女性弁護士がいない地方裁判所の支部は 68 か所と申しましたけれども、支部は全国で 253 か所ありますので、約 27%、約 4 分の 1 以上のところに女性がいないという実態があります。日弁連は法の支配を全国に及ぼすということで、少なくとも支部単位の弁護士ゼロというのを解消したというふうには言っておりますけれども、実は女性弁護士ゼロの支部についてはまだまだ解消していないというところがあります。日弁連が 2012 年 3 月に策定しました過疎遍在解消のための「司法サービスの全国展開と充実のための行動計画」の中には、女性弁護士ゼロをなくす方向でやっていくと謳っております。それは政府の基本計画にそういう方向でやろうということで始めております。

仕事と家庭の両立支援に関しましても、産休についてはあまり異論がありませんでした。 ただ、一般の社会における育休に関するようなものですけれど、いわゆる育児期間中の会 費免除については、女性弁護士の場合、必ずしも恒常的に事務所に出ていなくてもいろい ろな形で仕事を続けられますが、なかなか大変だということで、それを日弁連あるいは弁 護士会で援助するとすれば、1つ会費免除という方法があるのではないかというふうに思 います。しかし、そのことに対しても反対意見も少ないという状況があります。

諸外国ですと、人件費の安いところでは、いわゆるメイドやナニーといった家事補助者を雇って女性弁護士が活躍するというところが、ヨーロッパでもアジアでも少なくありません。日本の場合、いわゆる女中さんを置くというのは昔ありましたけれども、家計補助者を置くとなかなか人件費も高くて、女性弁護士の負担というのは世界でもかなりきつい状況になっているのではないかと思います。

大体補足することはそういうところです。どうかよろしくお願いします。

(北川議長)

ありがとうございました。今お二人の方からご説明をいただきましたけれども、委員の 先生方から、それぞれご意見、ご発言を賜りたいと思います。どなたからでも。では、古 賀委員、どうぞ。

(古賀委員)

男女共同参画の推進というのは、もう国際社会における優先課題になっております。冒頭山岸会長からございましたように、日本においては、世界経済フォーラム(WEF)が発表したジェンダーギャップ指数(男女平等指数)は、3年連続順位が低下し、135か国中101

位です。

われわれの組織も極めて頭の痛い問題をいつも抱えております。国際労働運動の機関会議などではクオーター制を導入して、何分の1は女性でなければならないといったことでやっているというのが実態です。ただ、ここに来て、国際通貨基金 (IMF) のラガルド専務理事、アメリカのクリントン前国務長官、あるいは経済開発協力機構 (OECD)、国際労働機関 (ILO) が、女性参画の低さが日本の社会や経済の活性化に対して大きなブレーキをかけているというような提起を、率直にしています。われわれ市民としても、男女共同参画という社会をどうつくっていくか、男性の意識改革も含めてどうやっていくかということが、まさに今問われているのだろうと思います。

それはそれでやるにしても、私は、司法におけるジェンダーバイアスということについて、日弁連はもっと社会的アピールをすべきではないかという感じがします。ただ、弁護士、あるいは司法の体制をつくるということだけではなくて、やはり利用する側がジェンダーバイアスということについてどう考えていくのかということが極めて大きい。おそらく司法においても、このジェンダーバイアスが裁判の規範や、あるいはクライアントへの対応の影響が出ていると思うのです。特に性暴力とかセクハラということになりますと、相談する側からすると、同性の弁護士への相談というのは極めて大きな要素になってくる。そういう意味ではやはり、女性弁護士をはじめ司法の場にどう女性が参画するか、司法の平等というか、要するにジェンダーバイアスを解消するために非常に重要なものなのだという発信と社会的なアピールを徹底的にしていく必要があるのではないかというように思います。

それともう1つは、司法制度改革とジェンダーの視点ですけれども、日弁連は司法制度 改革についても、ジェンダーの視点を入れるべきだということをずっと主張しておられる のは、われわれも十分理解しています。司法制度改革の面でジェンダーに対する議論とい うのは、なかなか進みませんね。この原因というのがどこにあるのかということは、われ われも非常に興味があります。また、小さいことかも知れませんが、今年1月に家事審判 法を見直して家事事件手続法が制定されました。家事というのはやはり女性が多いわけで すから、ジェンダーの問題というのがその過程で議論されたのかどうか。そして、1つで も2つでもそういうことに対する対策が打たれたのかどうか。そのあたりもできたらご説 明いただければありがたい。

いくつか取り混ぜて言いましたけれども、そのことを申し上げておきたいと思います。 以上です。

(北川議長)

どなたかからお答えいただけますか。

(山岸会長)

最初の点についてよろしいですか。私も東京弁護士会の会長をしたり、日弁連の事務総 長をしたりしたときにも非常に感じていました。諸外国で、しかも欧米諸国ということだ けではなくて、台湾や、その後韓国でも、非常に女性の進出、活躍、あるいは地位の上のほうにいらっしゃる方々が増えてきましたが、日本はなかなか遅れています。古い封建的な価値観なのかという気もしますが、本当の原因というのはなかなかつかめていないような気がいたします。男女共同参画推進本部の方々に、社会に対してもっともっとジェンダーバランスの不均衡を解消するような日弁連の取組みというような形でのいろいろなことを、私も言っております。それからやはり、わが日弁連がどうなのかということが問われますので、そこの足下もしっかりとしていかないといけないという形でいろいろな取組みをしてきました。

そういう中で、例えば職員に対しては、育児休暇の期間を非常に長く、しかも有給でとれるというようなことを、日弁連は進んでやってきました。これは井田惠子さんという女性の事務総長がいたときに改革がなされたためで、だから私は日弁連は進んでいるところだと思っていたのですが、女性会員に対しては全く進んでいないのですね。

それで、今回いろんな施策を打とうとしているのですが、ここで気がついたのはやはり内部からの批判です。弁護士は全部平等だと。女性だからといって育児休暇中に会費が免除されるというのは認めるわけにいかないという声が、女性会員も含めて相当数あるということは、若干ショックではありました。それを説得しながら、納得を得ながら進めていこうということを今やってはいるわけですけれども、いろいろなところの意識に、われわれが思っている以上に古いところがあるという気はしております。

家事審判法関係のことについてご質問がありましたが、どなたか。

(菅沼事務次長)

家事審判法に関しては、この間では調停の運営についてです。新しい家事事件手続法の下でどういうふうにやるかというような議論の中で、特に調停委員の中にジェンダーバイアスのある発言があったという問題があることなど、最高裁との協議の中で指摘させていただくなど、一応地道にしています。なかなか制度として改革するということは、なかなか結びついてはおりませんが、やはりそういう問題点を指摘しています。

(古賀委員)

繰り返しますと、もちろん弁護士の社会の中で男女共同参画というのは当然で、これは全世界がそうあるべきだし、社会がそうあるべきだし、組織がそうあるべきなのです。一方で、司法への男女平等のアクセスをきちんとするという意味でもやはり、女性の弁護士、女性の裁判官、女性の検察官を増やしていくことが、むしろ国民の司法に対する安心と安全というものを増す。そういう観点からも私は、弁護士の皆さん方の男女共同参画というのは進めていく必要があるのではないかと申し上げたかった。

(山岸会長)

おっしゃるとおりで、司法の側といったときに、この前データに基づいてお話をされたのを聞いたのですが、裁判官が概ね20%までいっている。検察官もおよそ20%いっている。 弁護士だけが約17%。要するに裁判官、検察官はそれなりに増えていっていますし、それ から意図的にはしていない人事異動で、今度まもなく裁判長も右陪席も左陪席も3人共女性のコートが生まれそうだということが話題になっていますし、割合に進んできているのですね。

あとは、さっきから出ているように女性の弁護士に相談をしたいというニーズに応えられるよう、弁護士会にもう少し努力をしてもらって、日弁連も全国の弁護士会に目配りをして、それが叶えられているかどうかということを、もっともっと考えていかなければいけないと思います。

(小川副会長)

古賀委員にご指摘いただきましたように、なぜ日弁連が男女共同参画に一生懸命にならなくてはならないのか。日本全体もそうですし、いろいろな業界もそうなのですけれども、特に司法というのは、日本の男女平等に何か問題があったときに最終的には司法が判断するのだということ。そこにジェンダーバイアスがあれば、結局のところ救済を求めることができない。司法の世界で男女共同参画をやるということは、一般の業界の問題とはまた違った意味をもち、民主主義の徹底という意味で非常に重要であります。

しかも、裁判官、検察官と弁護士が違うところは、女性の声を司法に届ける窓口、つま り女性弁護士が女性の司法アクセスの窓口になるという意味では、そこが閉ざされていた ら、結局のところ日本の男女平等を達成することはできないということで、日弁連におけ る男女共同参画というのは非常に重要であるという位置付けをもっています。そこでこの 2ページ以下、2002年の第53回定期総会で「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の 実現をめざす決議」が採択されました。この経過について、1999 年に男女共同参画社会基 本法が施行されたのですが、2002年まで日弁連もこういうことを決議するに至っておらず、 3年も経ってからようやく決議を採択しました。当時いわゆる司法改革というのが叫ばれ ていたのですけれども、女性の問題というのはおきざりになっている、これではだめだと いうことで、両性の平等委員会などが声をあげて、司法改革の中にジェンダー問題を入れ ようということを言いました。ただ、決議したけれども、それでもなかなか進まなくて、 結局 2007 年に「日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱」をつくるまで、さらに5年 かかったという状況でした。 やっと 2007年に男女共同参画推進本部ができて少しずつ進め 始めたというところなのですが、先ほど言いましたように、一生懸命そういう規定をつく ったりはするのですが、なかなか魂が入らないというところがある。どうしたらこれを本 当の意味で日弁連の中で進めていけるだろうかというところで、女性弁護士のゼロの地域 をなくすことが、司法の過疎偏在問題の中に取り入れられるという形で、少しずつ男女共 同参画推進本部だけではなくて、日弁連全体を見渡す中に入り始めてきました。これから 何とかそれを推し進めていきたいというところです。

(北川議長)

よろしいですか。それではどうぞ。

(湯浅委員)

魂が入らないという話でしたけれど、なかなか魂を込めるのは大変だと思うのですよね。 数からやっていくしかないということで、これ、34 ページの重点目標のところ、各委員会 の正副委員長に占める女性会員の割合を5年間で10%を目標に増やすというのは、達成し たということになったのですね。

(小川副会長)

はい。

(湯浅委員)

2012年度の副会長に小川さんたちが入られたのは、やはりこういった数値目標があったからということが大きいのですか。直前まではゼロですね。

(小川副会長)

そうですね。そういうものがあるので、やはりまわりの人たちも推薦してくれたのではないかと思います。

(山岸会長)

徐々に徐々に女性が増えてきたわけです。やはり日弁連の副会長になるまでには、経歴でものを見るわけではないですけれども、単位会の会長もやり、委員会の委員長もやりというようなこと、一定の経験を積んで、あの人なら日弁連へ送り出してもいいだろうという年代に達するにはなかなか時間がかかったということもあったのだろうと思いますね。

それと、家庭の事情からほとんどの時間を東京にいるということが女性では困難なこと もあったのだろうとは思います。まだわかりませんけれども、今のところ、来年も女性副 会長が2名出る予定になっております。

(湯浅委員)

次の目標値というのは設定しているのでしょうか。

(山岸会長)

これは目標値といってもなかなか難しいという気がしますね。各ブロックで出てくるものですから、会長などの意向というのはまったく働かないのです。

(小川副会長)

ただ、一応目標は立てようとは思っております。

(湯浅委員)

そうですよね。目標を立てないとなかなか。渋々ながらでも実際にそういうことが決められたからやらなければいけないというところで、だんだん変わっていくという面もあると思うのですね。

ちなみにこの話を伺いながら、委員側を見たら、今日の出席者7名中女性は2名ということで、市民会議は3割を切っているので、交代の折には全委員に占める割合の半数は女性というようにやってもいいのではないかと思いました。

(北川議長)

はい。では、松永委員。

(松永委員)

私は民間企業にいますが、このテーマは長年、もう20年来ずっと取り組んできています。 それでも、おっしゃるように、なかなか実効が上がらない。だから、今も話が出ましたけれども、もうここで数値目標を掲げることをもとにやらないといけない。ただ、12の重点目標というのがあっても、どこに注力するかというのがぼやけて見えてしまいます。仕事と家庭の両立支援など、もちろん重要なのですが、何を達成するために何をやるというような目標設定をしなければ、何でもやりましょうと言っても、結局拡散して、実効が上がらないという結果になるのだろうと思います。

そうは言いつつ、民間企業はこれから CSR (企業の社会的責任) として、女性の管理職 比率や、ダイバーシティ推進室があるかどうかといったことまで、今言われてきて、動き 出していることも確かなのです。

この 12 の重点項目をもう少し絞り込んだ具体的な到達地点と、それに向けての自己プランに具体性を持たせていただくとわかりやすい気がします。

(山岸会長)

その点で、私もそうは思うのです。ところがやはり東京弁護士会でやろうとしたときに、 どうしても数値目標で委員にいなければならないとか、あるいは委員長には何名以上とか、 副会長にもなってくれとかいうと、やはり弁護士業務だけで大変なのに過大な負担になり ますので、かなり強い反発が出るのですね。

(松永委員)

反発は女性から出るのですか。

(山岸会長)

女性からです。自分たちのところに過大な労力の負担が来るという、要するにほとんど 無償でやる仕事がどんどん増えるわけなのです。そういう点への反発が女性から来るとちょっとなかなか進まないのですね。

(松永委員)

それは民間でも同じです。女性側から、目標があるから自分は管理職に昇進されたと思われたくない、と。確かに女性からの反発があることも事実です。

(山岸会長)

それを乗り越えてじわじわと進めなければいけないということは承知しているのですけれど。

(中西事務次長)

企業の場合は同じ組織の中にいる人を引き上げてくればよいということになりますが、 弁護士の場合はそれぞれ独立した自営業者なので、強制的にやることができない。また、 それぞれ経営基盤があるから、個々の事情で無理やりというわけにはいかない。そういう 事情で、われわれも悩ましいところがあるなと感じています。

(山岸会長)

すみません。私ばかり喋って申し訳ないのですが、1点。先ほど申し上げたように、トップに立っている女性が海外ですごく増えたものですから、ワークライフバランスとか、あるいはご家庭のことはどうなのですかということを聞くようにしていました。すばらしい答えが返ってくるかなと思ったのですが、やはり基本は2つなのですよね。私は理解のある夫を持っていたからというのが1つなのですね。もう1つは、安い賃金で雇える家政婦の労働力が我が国にはあるからだと。これ以外はあまり返ってこなかったのですね。ですから、そのあたり日本は民間企業にしても大学にしてもいろいろなところで、やはりよほど理解のあるご主人を持っていないと、なかなか難しいというような気がします。小川副会長のところは理解があるのですけれども。

(大貫事務次長)

今、会長がおっしゃったことをまさしく私も言おうと思ったのですけれども、私も 10 年くらい女性をそういうところに参加してもらうということで、単位会の中でいろいろ動いてきました。結局ミクロ的に見ると、具体的にそういうところに出てきてくれる女性がいる環境というのは、例えば旦那が洗濯をするのですよ、飯をつくるのです。要はその辺が役割分担という言葉に内容なのではないでしょうか。とにかく私は過去何年間、家で洗濯をしたことがないのです。自分の経験からいって、家事を旦那がやる環境が普通だという家庭の女性は、大体出てきてくれている。結局いろいろなテーマをあげ、議論したとしても、家庭がそういう環境になっていないと、なかなか難しいのかなと。そうすると、自分を振り返っても、そういう環境をつくっていくことが、こういう課題を達成するための第一歩なのだろうということを真摯に反省している。会長がおっしゃった海外の状況というのは、そのとおりだと思います。以上です。

(湯浅委員)

冗談みたいな話なのですが、日弁連の正副会長になったら家政婦支援を受けられるとい うのはどうでしょうか。

(北川議長)

では、長見委員から、どうぞ。

(長見委員)

収入が女性弁護士のほうがかなり低くなっていますね。労働時間は大して違わないというふうにデータで出ていたように思うのですけれど、なぜそんなに低くなるのでしょうか。 (北川議長)

これはどなたから。

(佐藤事務局次長)

はい。今日、お配りしました資料を見ながらお話しをさせていただきたいと思います。「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査」に基づくコラムがありまして、その中でやはり1つの大きな原因として、女性弁護士と男性弁護士では扱う業務に差がある。男性の場合には、企業などの依頼、クライアントがあるけれども、女性については家事事件なども多

く、個人の依頼者が多いという点が挙げられております。そのような取扱い業務の差が事件の単価の違いを生み、ひいては収入差を生んでいるということが1つ言われています。 女性弁護士が多く取り扱っている家事事件については、経済的になかなか厳しい状態の女性の依頼者が多く、法テラスの民事法律扶助をご利用になる方が大変多いわけです。民事法律扶助の収入の報酬基準が必ずしも事件の労力に見合ったものでないこと、そういった事件の労力と、その単価が見合わないという点ですね。そこが1つ大きいのかなと思っています。

また、労働時間自体も全体的に見ると、あまり差がないのですけれども、30 代までの男女会員別で見ますと、女性弁護士と男性弁護士では、やはり女性弁護士のほうが労働時間が大変少ないのです。これは女性弁護士が家族的な責任を負っていて、それによって労働時間に制約を受けていると。それに伴って、業務内容の違いもありますけれど、さらに労働時間的な制約も受けているということが見えています。

(菅沼事務次長)

1点付け加えます。私は、この男女共同参画推進本部の立ち上げのときに事務局長をやっていましたので、そのあたりのデータをよく存じております。4年ほど前に男女共同参画の観点からデータを取るということでいろいろ調査をしたことがございました。その中で佐藤事務局次長が言われたことのほかに、顧問数の格差が男女でかなり違いがある。それはある意味では今の日本社会の反映でもあるのだろうと思いますけれども、やはり男性の会員が持っている顧問の数に比べて、女性の会員が持っている顧問の数というのは非常に少ない。多分その傾向は今も変わっていないと思います。顧問は安定的に収入が入ってきますので、やはりその問題、顧問があるかないかというのは非常に大きな違いなのだと思っています。

(北川議長)

長見委員、よろしいですか。

(長見委員)

はい。

(北川議長)

では、フット委員、お願いします。

(フット委員)

まさに取り扱っている業務分野の違いについてお聞きしたいと思いますけれども、その 違いはどこに由来するのでしょうか。女性が好む分野に女性が多くなっているのか、それ とも事務所側から企業関係などはやはり男性のほうがよいということなのか、どちらなの でしょうかということが1点目。

2点目は、全く別の話ですけれども、法科大学院の入学者の割合で、アメリカを見ますと、60年代までロースクールの女性の割合は非常に低かったのですけれども、徐々に増えて、また特に70年代以降はずっと増え続け、最近の統計ではほぼ半数が女性であるという

ことです。しかし、どうやら日本の場合は女性の割合は3割くらいまでで低迷している、あるいは多少減っているようですけれども、それは何が原因でしょうか。もし女性の割合が4割、5割となっていけば、徐々に法曹全体に占める女性の割合も変わっていくはずですし、将来的には女性の立場がかなり強くなっていくだろうと思います。少なくとも割合はあまり変わらないのではないかと思いますけれども、それは何が原因か、あるいは解決策はあるのかということが2点目です。

(北川議長)

1点目からお答えを。

(佐藤事務局次長)

業務分野の違いについてですが、まだ何か統計的なものがあるわけではございませんので、私個人の考えを申し上げますと、まず1つはニーズがあるということだと思います。女性弁護士は、先ほど申し上げましたように、まだ17%ですが、市民の中では女性は5割いると。市民の側からすると、女性が抱えている問題自体に、家事事件が多いというのが1つあると思っています。また、女性の企業家も増えてはいると思いますけれども、実際にこういう女性の企業家がクライアントとして女性弁護士にリーガルサービスを要求するということにまでまだ至っていないのかなと思っています。そうすると、市民の半数の女性が多く抱えている家事事件というものが、ニーズとして女性弁護士に流れていくということは1つあるのではないかと思っています。

もう1つは、やはりこれは社会というか、ジェンダーバイアスの問題があると思っています。私もかつて 10 年前ですけれども、「お客さんの前に出すのだから、女の子はちょっと採れないのだよね」と知人の弁護士に言われたことがございました。あるいは、先般、東京三弁護士会の就職説明会で、司法試験合格者の相談への対応をしてまいりました。「本当は倒産事件をやりたいのだけれども、倒産事件は女性には無理だと聞いているので、家事事件にしたほうがいいでしょうか」と。若くて、東京大学も卒業していて、英語もできてという、大変優秀な女性の合格者が、全く根拠はないのですけれども既にそのような意識を持っていると。それは社会、男性側の問題でもあるし、女性側の意識の問題もあるのだと思いますけれども、そういった要因もあるのかなと私は考えております。

(北川議長)

2番目は海外との比較ですね。日本ではベースとなる法科大学院での女性割合が5割、 6割を超えていないということなどを比較検討ということで、どなたか。

(小川副会長)

私はこの間香港に行ってきまして、行く前に聞いていた話では、香港の法科大学院は8割が女性だと。行ってから聞きましたところ、「いや、最近は少し減って6割くらいになっています」と言われました。ジェンダー平等になりつつありますという話でありました。 (北川議長)

ヨーロッパはどうですか。

(小川副会長)

パリでは、男性は行政官、官僚を目指して、その結果として女性は法曹、特に弁護士が増えていて、パリ弁護士会も過半数が女性ということです。大体西欧諸国では、どちらかというと、司法の分野は女性のほうが増えつつあるという傾向のように見えております。確かに仕事の内容から見ましても、別に肉体的な筋肉を使うわけでもない。あるいは人とのコミュニケーションが重要な仕事であるということから見ますと、女性に向いた仕事ではないかと思うのですけれども、なぜか日本では増えないというところがあります。先ほどフット委員がおっしゃいました、なぜ法科大学院の女性割合が増えないのかということの前提に法学部もあるのでしょうけれども、われわれとしてもそこで何をしたらいいのだろうと。まずそこを増やさないと、いくら弁護士会のほうが増やそうといっても、そちらの方向を向いてくれないと困るのですけれども、そこがわれわれもいまひとつわかりにくいところがあります。ぜひ皆さんのお知恵を拝借したい。

(佐藤副会長)

よろしいでしょうか。

(北川議長)

どうぞ。

(佐藤副会長)

私個人の意見です。私は長野県民なのですけれども、今日配付されました3ページの弁護士会別会員数というのを見ますと、現在長野県で言いますと、全体で213名中、女性弁護士が33名おるのですね。私が昭和51年に登録したときには、まだ長野県には女性弁護士は1人もおりませんでした。その後、ここ最近あっという間に女性の弁護士が増えてまいりました。それから裁判所で言いますと、現在の長野地方裁判所の刑事部の裁判長は女性でございます。民事部の先代の裁判長も女性だったのです。私が弁護士になったときには、裁判官で女性が来ると珍しいというのが、まず意識としてありましたけれども、現在は3人でやる裁判について、トップに女性が就くのは決して珍しくはなくなってきたというのが、最近の実情なのですね。

最近非常に急激に女性弁護士が、地方ばかりではなくて、全体的に増えてきております。 山岸会長もおっしゃられたように、そういう人たちが次第に育ってくることによって、それぞれの場に女性が就くということも、必然的に増えてくるでしょう。これは意図的に働きかけなければできないところもあるのだろうと思います。自分が育ったときにまだ弁護士というのは男の世界だ、男の職業だという意識で育ったときには、やはりなかなかそちらへ進もうという気持ちにならないけれども、裁判官にしろ、検察官にしろ、弁護士にしろ、これだけ増えてくると、女性としても目指そうという人が必然的に僕は増えてくるだろうと思います。また、そういう人たちが今のような若い最近の人たちの中で女性弁護士が増えてきている。

まだ女性の会長は出ておりませんけれども、おそらく長野県もここ数年のうちに私は出

るだろうと思っております。あとは意識の問題で、先ほどから言っておられるように、自然に増えるのに任せるというのはやはりまずいと思いますので、某かの働きかけは必要だろうと思いますけれども、双方相まって次第にいい方向へ行きつつあるのではないかと、地方の弁護士としてはそのように思っております。

家事事件で言いますと、昔から、私が弁護士になってから、家庭裁判所の調停委員というのは大体男性と女性が1人ずつペアになっている。これは例えば離婚の事例を考えると、同じことでも男性2人から言われる、あるいは女性2人から言われるよりも、男性女性それぞれの調停委員から言われたほうがいいということがあったのだろうと思います。家庭の事件というのは、やはり先ほどもありましたように、離婚は必ず一方が女性ですので、女性のほうが聞いてもらいやすい点もあるのかもしれません。

(北川議長)

佐藤副会長のお話の中であった 64 期生、65 期生の女性の比率、昔は女性弁護士はいなかったけれども、最近は増えてきているということを具体的にご説明いただけますか。

(佐藤事務局次長)

本日の資料の中では、事前にお配りしております資料の 41/76 ページをご覧いただけた らと思います。これが修習期別弁護士数になっております。現在は既に 65 期が最近弁護士 になったところではございますので、若干古いものということになるかと思います。

この資料は64期までになっておりまして、近年のところをご覧いただきますと、64期の場合は男性が1,349名で、女性が504名ということになっていまして、30%には届かないというような数ですね。特に、近年増えるのかなと思いきや、法科大学院における女性数も減っており、2012年また少し戻りましたけれども、基本的には若干減っていると言ってもいいのだと思います。本日お配りした資料の中の6/8ページをご覧いただきますと、司法分野における女性の割合ということで、司法試験合格者に占める女性の割合が、平成22年には28.5%から23年23.2%ということで、どちらかというとそんなに順調にどんどん増えてきているというイメージでは、私の中ではございません。もちろん3名とか5名だとか6名だった時代に比べれば、急激な伸びはあるとは思いますけれども、女性の弁護士が増えているというのは、あくまで法曹全体の合格者が増えているという中で、それに伴って女性も増えているというだけであって、その中に占める割合が増加しているというわけではありません。そこは必ずしもどうなのかなと、難しい問題だなと思っております。

(小川副会長)

本当にこのグラフを見ていただいたらわかりますように、平成8年くらいから増えてないのですよね。

(佐藤事務局次長)

割合は。

(小川副会長)

割合が。そういう意味では、これは何とかしないといけない、対策をとらないといけな

い問題と非常に思っておりますが、なかなか法曹養成の議論の中で出てこない。何か皆さん難しい議論をしておられて、そこまで順番が回ってこないという状況にあるのですが、 それではだめではないかと思っているところです。

(フット委員)

先ほどロールモデルの話がありました。法科大学院の女性の教員の増加が、ロールモデルの意味でも、また人生経験で男性教員と違う視点から考察できること等の他の意味でも極めて重要な課題であると思っています。しかし、その前段階から、法科大学院に入学しようという希望を持たせるためには、もっと早い段階が重要であると思っています。学部における女性の教員の増加も重要な課題だと思いますけれども、最近法教育を中学校、高校の頃から取り入れようとしているときですので、弁護士が高校で教える、女性弁護士が積極的に高校の教育の場に現れたりしますと、場合によっては女性の高校生は、弁護士もやはり女性でも大丈夫だという意識になるのではないかと思います。もっと早い年齢からターゲットにしたほうがよいのではないかという気がいたします。

(北川議長)

時間の関係もありますが、中川委員。

(中川委員)

今まで議論に出たところです。私は利用者の視点から。かなり内輪の議論が大変多いのですけれども、利用者がどういうふうに考えているのかと。これは証拠も何もありませんけれど、言葉悪いのでお許しいただきたいのですけれども、女性弁護士で大丈夫とかと、私の感覚では、一言で言えばそういう感覚がまだまだ利用者の中にあるのではないかと。これは明治期以来、いわゆる男性優位社会のしっぽをまだ引きずっていることでもあります。例えば教育界、それから医療の世界などを見ましても、昔はそうだったと思いますけれども、だんだんジェンダーバイアスがなくなってきて、今ではもうそういう点では何もないと言ってもよろしゅうございますよね。

ただ、司法の世界は、まだ少しそういうものが残っている感じがいたします。それはもう少し具体的に言えば、例えば大きなお腹を抱えた女性弁護士に大切な事件を任せられるかという感覚ですよね。それをいろいろ説明されても、人間というのはなかなかわかったということにはならないので、そういう宿命的なものも汲みながら、やはりそういう女性に対する1つの差別感というものが、まだ根強く残っているように思うのです。

ですから、中をどうするかということも非常に大切ですけれども、やはりクライアント、 利用者がもつ不安みたいなものをどうすれば払拭できるかということももっと考えていた だく必要があるのではないか。これは一遍に解決する方法があるのです。何かといいます と、日本弁護士連合会の会長に女性が就けばいいのですよね。そうすれば、一遍というと 語弊がありますけれども、おっということになりますね。

だから、それはちょっと極端な例としましても、とにかく利用者の不安というものをなくす方策はどうしたらいいのか。一遍意識調査などをされてもいいと思いますし、恐らく

半数以上は誤解みたいなものがあると思うのですよね。だから、それを除くためにはどう すればいいかということを十分考えていただくのも有益ではないかと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。いろいろなご意見をいただきましたけれど、次の議題がある ので時間が目一杯ですが、まだあれば、どうぞ。

(湯浅委員)

ごめんなさい。政府の男女共同参画会議の委員に高橋史朗教授が起用されまして、第4次男女共同参画基本計画が出るとすると、質的に変わったものになる可能性があるのではないかと思います。こういうときだからこそ、おっと思わせるようなものを日弁連が次の計画で出すということが重要ではないかと思います。以上です。

(北川議長)

では、総括して、山岸会長に決意のほどを語っていただいて。

(山岸会長)

総括にいかないのですけれど、中川委員のおっしゃったこと、私も言おうと思ったのですけれども、やはり利用者側の意識を変えていただくというために、われわれが何をしなければいけないかということが大事なのです。それは利用者側の意識がなかなか変わっていないというのは、やはりわれわれ司法といいますけれども、裁判官、検察官と相対しての司法というのは、われわれの活動のうちのごく一部なのですね。その他の部分というのは、示談解決だったり、切った張っただったり、いわゆるやくざと渡り合ったり、「てめえこのやろう」の世界も実はあるわけですね。いろいろ幅広い中で、ここは俺の顔を立てろというような話も含めて、いろいろな局面がある中で、女性弁護士で大丈夫でしょうかと思われるのはある意味わかるのですが、そういう問題ではないのですと。法廷外のルールに基づかない話し合い、将来ルールに基づくと判断することを前提に置きながらも、切った張った、丁々発止やり合う、ハードネゴをやるといったことにおいても、女性は遜色ないのだということをどうわかってもらうかということ。これはかなり大変だと思いますが、企業側のマインドも変えていってもらわなければいけないないと思っています。

それと、フット先生のおっしゃった、法科大学院に占める女性の割合がなかなか増えない要因の1つは、やはり親ですね。私、自分の子弟たちのその友達、女性たちを見ていますと、司法試験やらせてくださいといったとき、前だったらロースクールがないから、卒業して1年か2年までだったら認めてやるけれども、それでだめだったら結婚しなさいと。そんないつまでも勉強していてはだめだと。今は法科大学院で学部を卒業後プラス2年、3年ということになると、それだけのリスクを冒して受からないと、30歳の声を聞くのかと思うと、親としては気が気でないというようなことで、優秀な女子学生の足を引っ張るという傾向もあると見ています。これはほんの一部のエピソードかもしれません。

いろんな社会のかかわりの中で、女性が資格を持って、長期的に生涯にわたって仕事を 持って働いていくべきなのだという文化に少しずつなっているのですが、もっと先ほどの 法教育も含めてもっとやらなければいけないと思います。日弁連会長に女性が就任するのは、一向に差し支えありませんので、ぜひご検討いただいて。

(北川議長)

今日、それぞれ委員のご意見もよくお聞きいただいて、やはり何か場面転換がいるのだろうと思うのですね。だから、ターゲットを決めて、どれだけするというのを一遍ご議論いただけたらと思います。

それでは時間が来ましたので、第1の議題はこれで一応終わらせていただいて、次に行かせていただきたいと思います。

議題② アメリカのロースクール教育と学生の進路について

(北川議長)

それでは議題2の「アメリカのロースクール教育と学生の進路について」を検討していきたいと思います。それでは、ダニエル・フット委員にご説明をお願いいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(フット委員)

このテーマはどこから話せばいいのか、戸惑いを感じております。十数年の間にずいぶん議論されてきたテーマでもあり、様々な論点が考えられます。これまで私の執筆したもので、簡潔なものを資料として使わせていただくことを考えて、49ページにある今回の資料 36·2から始まる予定でした。しかし、さらに考えてみたらもう1つ簡潔なものがあるということに気がつきました。それは、75ページから始まる、資料の 36·2·3です。この資料は、私がワシントン大学ロースクールの教員時代に出した雇用法の試験問題です。実はこれが日本語になっている理由は、2001年に司法制度改革審議会の中間報告が出た後で、自民党の司法制度調査会でアメリカのロースクールについて話をしてもらえないかという依頼を受けた際に、アメリカのロースクールにおいては政策的側面がかなり重視されるという話をしたところ、それは具体的にどういうことなのかという問いを受けたことがきっかけでした。例えば試験問題にも政策問題はよく使われる典型的な問題タイプであるという話をしたところ、その具体例があれば提供してほしいという依頼を受け、法務省の方がこの問題を翻訳してくれたわけです。その 2001年の話を思い出しまして、アメリカのロースクール教育を私から見てどういうものなのかということがまさにその日のテーマでしたので、その時の私の話を手短に紹介したいと思います。

まずアメリカのロースクールでは、法律に関する知識はもちろん重要であると思われています。どんな科目でも重要な法規、あるいは重要な判例、重要な法的考え方や法的概念について、もちろん教えるわけです。しかし、アメリカのロースクールにおいては、法律知識を習得させるのは最終目的では決してないわけです。

ロースクールはすべての法律や判例を全部覚えさせようとはもちろんしません。現実問題としてあまりにも多くて、不可能であるからということもありますし、教え込んだとし

てもどんどん変わっていくものですから、それを最終目的にするわけではありません。むしろ、ロースクールの重要な目的の1つは、学生に対して自分で法を探して、自分で分析して、自分で法を適用したり利用したり、あるいはつくったりする能力を訓練させることによって、新しい問題や新しい分野に対応する能力を身に付けさせることにあります。

そのためにはいろいろな教育方法が必要になります。もちろん法を調べる能力を養うためにはリーガルリサーチに関する教育も必要です。あるいは主にソクラティック・メソッドによって、自分で判例や文献を厳密に読み、自分で分析し、自分で意見をつくり、そして自分でその意見を主張するという、そういう一連の能力を開発しようとする。

しかし、アメリカのロースクールの教育にはそれにとどまらない重要な面があります。 法を適用したり、利用したり、つくったりするということは、ただ単に現在存在している 法の規定を覚えて、機械的に動かすということでは決してありません。法を上手に利用し たり、展開させたりするためには、法についての深い理解も必要です。法の歴史的背景と 発展の経過、法の狙いや目的、その目的が達成されているかどうか、達成されていない場 合にはその理由、法の規定が実際にどのように運用されているか、法が社会でどのような 役割を果たしているか、またどのような役割を果たしうるか、他の国では法がどのように 機能しているかなどが、ロースクール教育の内容となっているわけです。つまり、様々な 観点から法の歴史、法の目的、法の機能、そして法の限界を検討します。

アメリカのロースクールのほとんどの授業において、政策面や法改正の議論も重視されます。今の制度を理解させると同時に、今の制度の改善すべき点を考えさせることが重要な狙いです。資料 32-2-2 で、72、73 ページあたりに、ハーバードロースクールで出された試験問題で、実際の問題を紹介しております。この資料で説明したとおり、ハーバードロースクールの定期試験には、基本的に2つのタイプの問題があります。1つめは、非常に分厚く詳しい事実関係を提示して、それを読んでもらって、そこに含まれている法的問題などを学生たちに識別させて、対応策をつくらせるというタイプです。もう1つの典型的なタイプは、いわゆるポリシークエスチョンズ(policy questions)、政策問題です。資料に載っている例にありますように、現在の法曹制度で改正すべき点は何なのか、それを改善するためにはどのような対策が考えられるのかというタイプが多いのです。あるいはさらに進んだ政策問題として、資料にある2つ目の試験問題にあるように、与えられた特定の立場から、現行の法制度の改正案を提示させるという問題も使われます。ここで紹介した問題では、ビジネス団体のアドバイザーの立場で、医療規制に関する法制度で特に改善を必要とする問題点を指摘して、ロビイング活動などを含めてその問題点の改善のための具体的な提案を作成させる問題です。

以前、政策問題は、おそらく 60 年代あたりから広く使われるようになったのではないかと、漠然として思っておりました。60 年代は市民権運動ですとか、社会派運動が盛んであったので、おそらくそのあたりからポリシーに関する問題が重要視されるようになったのではないかと思っていたわけです。しかし、調べてみたところ、決して新しいタイプの問

題ではなく、1890年代から使われるようになり、100年以上も前から典型的なタイプの問題として広く使われるようになってきたことがわかりました。このことは、100年以上も前からアメリカのロースクールが政策的な側面を重要視してきたことを物語ります。そして政策的な面を重要視していることは、もちろん立法府、官庁、あるいは裁判所に進む学生にとって、このような勉強が重要であるという認識を反映している面もありますけれども、そのような道に進む学生にとどまらず、弁護士として法律事務所や会社の法務部で働くことになる多くの学生にとっても、政策的な側面に関する勉強がとても重要な、欠かせない勉強であると思われています。

さらに、もう1つの重要なタイプの教育は、技術、リーガルスキルに関する教育です。 このリーガルスキル教育は、特に1980年代からずいぶん増えてきました。リーガルスキル 教育はもちろんリサーチアンドライティングというようなスキルもあるわけですが、さら に交渉術、インタビュー術、ADR(裁判外紛争解決手続)、メディエーション関連のスキル に関する科目もずいぶん増えてきました。さらにクリニックというものにおいて、実際の 事件で実際の依頼人の案件を、弁護士の指導の下で代理するという教育は、1970年代、80 年代から盛んになって、今では大多数の学生は卒業するまでにそういった授業を受けてい ます。

こういった様々な教育によって、実務と理論とを架橋する教育を目指しています。そこでもう1つの特徴としまして、教員の属性ということですけれども、これは 52/76 ページにありますように、教員は相当多様なバックグラウンドを持っています。先ほどのジェンダーの関係で申し上げれば、90年代以降に採用された研究者教員の36%以上は女性であり、その後もさらに増えて、2000年以降であれば、おそらく4割以上は女性であります。

多様性の関係でもう一つの特徴として、法律以外の分野で高学位を持っている教員が多いということを指摘しておきたいです。JD (法務博士) にプラスして、例えば医学、心理学、経済学における博士号、あるいは修士号を持っている教員も4割くらいいるわけです。さらに、リーガルスキル科目やクリニックを担当する実務家教員のみならず、実定法等の科目を担当する研究者教員でさえ、8割以上は、少なくとも1年の実務経験を持っています。また、研究者教員に絞ってみても、平均してほぼ5年の実務経験を持っているわけです。ですから、アメリカのロースクールにおいて、教員は様々な視点から法を考え直すという学際的なバックグラウンドに加えて、実務と理論とを架橋することのできる、実務経験を備え合わせている教員が多く採用されていて、最近そのような幅広い経験やバックグラウンドが求められるようになっています。教育で実務と理論との架橋や学際的な視点が重視されていることは、教員の採用パターンにも見られるというわけです。

法曹倫理はもちろん非常に重視されていることも指摘しておきたいです。また、最近の注目すべき動向として、国際化の重視がかなり進んでいます。ABA(アメリカ法律家協会)のザック前会長が、国際化が進む中、ロースクールのすべての学生が卒業するまでに、少なくとも1学期間は海外で勉強すべきであると主張しました。それを義務とすべきである

とまで主張しました。海外留学の義務化はなかなか実現しないとは思いますけれども、ロースクールの中にはミシガン大学をはじめとして、ハーバードその他の多くのロースクールが、卒業するまでに少なくとも国際法か比較法の科目を履修することを義務にしています。また海外の勉強を奨励しているロースクールもずいぶん増えました。

さらにもう1つの大きな最近の動向としては、スキル教育、法曹倫理教育、そして従来の分析能力などを中心とするいわゆる doctrinal 教育を統合するというアプローチです。最近までは実定法科目などにおいて分析能力等を養い、スキル教育は個別な科目で養い、そして法曹倫理教育も個別な科目で展開することが多かったのですけれども、最近ではそれらを、同じ科目においてすべての面を取り入れようとするという動きも増えてきました。

具体的な例として、最近のハーバードの1年次のカリキュラムの話は、お配りした資料 に詳しく書いてあります。アメリカのロースクールではカリキュラムの大幅な改正に対し て抵抗が強い。新たな科目を新設する場合ならともかく、従来の科目に割り当てられる単 位を減らしたりすることとなると、カリキュラム改革を実現することはなかなか大変です。 言うまでもなく、単位が減らされるのは、伝統的な実定法の基本科目となると抵抗はなお さら強くなります。それでも、ハーバード・ロースクールが思いきって従来の1年次の実 定法に割り当てられた 25 単位分を 20 単位分まで減らして、国際法・比較法科目、立法と 規則というまさに立法論を重視する科目も必修科目にしました。さらにかなり大胆な発想 ですけれども、1年次において問題解決ワークショップを必修科目として新設しました。 その詳細は配付資料に委ねます。ぜひ読んでいただきたいです。アメリカの場合は、ご存 知のように、ロースクールの学生は原則として全員純粋未修者です。それでも、1学期し か法律の教育を受けていない学生をチーム分けして、シュミレーション方式で具体的な7 つの事例を、法律事務所のアソシエーションや検察官や企業法務部のスタッフ等といった 与えられた立場で、与えられた課題を行うというものです。まさにこのような科目でスキ ル、倫理、従来の法理論、分析能力を適用するというのがその大きな狙いです。以上が、 アメリカの法学教育の特徴と最近の流れです。

最後に進路の話です。先ほどの話にありましたように、アメリカのロースクールにおいて、法の歴史などを理解した上でなければ、現在の法制度の狙いなどはなかなかわからない、という考え方が根底にあります。そのためには、すべての学生にとって政策面も極めて重要であるという発想に基づいているように思います。立法府や官庁に学生が入ったり、あるいはビジネス界に行ったりするので、政策面を重視しているというわけではなく、むしろすべての学生にとって政策面が重要であると思われています。しかし、実際問題として、アメリカのロースクールの修了生は様々な道に進むわけで、ロースクール教育も、そうした様々な道に対応できるような能力を養成することも重要であると思われています。

資料の 51 ページと 52 ページを見ますと、以前調べたときの進路、キャリアコースというのが書いてあります。そして先ほど配付していただいたものは、一番最近、進路等に関する昨年の7月に出たものです。2011 年に修了した学生を対象としたものですけれども、

1つの特徴は就職難ということです。リーマンショック以来、日本のみならず、アメリカにおける就職難がかなり深刻な問題となっています。Employment Status Knownの欄の一番下、Unemployed-Seeking というのは、全体の 9.6%で、10%弱です。Unemployed-Not Seeking の中には既にあきらめたという人もいるかもしれませんし、あるいはお金があって別にどうでもいいという人も入っているかもしれませんが、とにかく 10%ぐらいは卒業して、まだ仕事を探しているということです。

その他に、1つの特徴は、法律事務所に勤めているのは、これは Employment Categories のところで Private Practice 欄ですが、49.5%です。50%以下になったのは、この統計をとるようになって以来初めてであるように記憶しています。少なくとも私は1980 年以来の統計を全部見てきましたけれども、これは初めてです。Judicial Clerk というのは裁判所のLaw Clerk、裁判官を補佐する Law Clerk で、これは大抵1年ないし2年のポストで、しかもアメリカではエリートコースであるとされており、そのほとんどは修了したら法律事務所に入るはずです。そのように考えますと、Private Practice と Judicial Clerk をあわせますと 59%ぐらいは法律事務所に勤務するということになりますが、その他にビジネス界に最初から就職するのは18%で、Government 関係は11.9%、Public Interest、公益的なところは7.5%、さらに Academic、学問の世界は3%と続くわけです。

ですから、確かに様々な進路をたどっていくわけです。しかも、本日配付した資料は最初のポストだけを対象としています。その後、キャリア・チェンジをしたりすることも珍しくありません。生涯のキャリアについて、多少古いけれども大規模な調査の結果は、51ページの最後のところに紹介されています。それを見ますと、ロースクール卒業生の74%は法曹関係の仕事をしていますけれども、その他に政府関係、企業関係、様々な業界に進んでいくということが進路の特徴であります。最近の統計でも同じようなことが見られるわけです。

ですから、アメリカのロースクール教育はまさに法律事務所だけではなく、いろいろなキャリアに進んでいくことを1つの前提にしています。他のキャリアに進んでいっても、そのための能力をつけさせるという狙いがあるわけです。最近の新しいアプローチと最近の進路の統計の説明をこれで終わりにしたいと思います。以上です。

(北川議長)

どうもありがとうございました。時間が少し過ぎてはおりますけれども、今のフット委員のお話を伺って、ご意見やご質問はございますか。

(中川委員)

私もロースクールにしばらくおりましたので、フット委員の話がよくわかります。若いときアメリカに駐在員で行ったときに、車のライセンスを向こうで取った。その取り方なのですけれども、やはりドライバースクールというのはあるのですが、日本みたいな教習所ではなくて、個人が車を1台持っておりましてそれに乗せて教えてくれるのです。ところが、いきなり運転席に座らされまして、動かせというわけですね。どこがブレーキなの

だと。右側がブレーキで、左側がアクセルなのだと。車というのは自然に動くから放っておけば動くのでブレーキを踏まなければいけないという。その次は、曲がれというわけです。そういうことが行われていまして、とにかく1時間のクラスなのですけれど、緊張で家に帰ってきたらフラフラになります。2日目は高速道路です。

ところが、勘のいい人は3回くらいでライセンスを取るのですね。私は鈍感ですから、11 時間ぐらい乗りまして、やっともらったと。そのライセンスの取り方も、検査官が持っている車に乗りまして、検査官が横にいて、あそこ回れ、ここ回れ、ここで駐車しろと。まあ大体いければ、その終わったときに、要するに仮免許を紙で書いてくれるのです。それで乗ってよろしいというやり方なのです。

日本と比べますと、日本には教習所があって、閉鎖された空間で理論と実技を何時間も やると。できる人もできない人も同じ時間、同じものを学ばなければならないと。その結 果どうなっているかというと、ペーパードライバーの人がいっぱいいて路上では動かせな いと。しかしライセンスは持っている。どっちがいいかということ、比較は簡単じゃない と思いますが。今、フット委員が言われたプラクティスということですよね。具体的にそ の場でリスク、車の楽しさを全部見させて、できる人は早期に卒業しなさい、できない人 はそれなりに時間をかけなさいという考え方なのですよね。どっちがいいかということな のです。

私は、こういう世の中では、教育そのものにもやはりそういう力強さが必要というか、 集団主義を少しやめて、あるいは理論的なものを少し離れて、もっとプラクティスから入っていくという考え方を取り入れてもいいのではないかという感じが非常にしております。 そういうものと私自身が実際にやってきたロースクールのカリキュラムを比べますと、雲泥の差があるわけです。特に京都大学でしたので、実定法というものを非常に重視しまして、実定法の基礎理論というものをできるだけ完全に教えれば、プラクティスは自然にできるものだという考え方だと。これは教育界の一致した、今は変わったかもしれませんけれども、発足当時はそういうコンセンサスでした。できるだけ実務は必要最小限にして、実定法の基礎理論をがっちり教えようというコンセンサスをつくったのですね。

それも悪いとはいえないかもしれませんが、こういう動きの早い世の中、特に、フット委員がおっしゃったグローバリーリズムということと、それから法とその他の分野の関わりですね。特に経済と法のかかわり、もっといえば情報、あるいは医療、そういうものと非常に深く関わってきている世の中なのに、民事訴訟法がどうだ、民法がどうだという実定基礎法に時間をかけるということに、非常に違和感がありました。本当にこんなことでいいのかということを強く感じたことがあります。

そういう意味で、私はやはり今フット委員がお出しになったようなカリキュラム改革、むしろカリキュラムだけ改革してもだめなのですね。それを教える教員が必要になりますし、それからその司法試験の内容そのものも変えていかなければいけません。あちらこちらに全部関連した問題ですから、そう簡単なものではないのですけれども、基本的な考え

方を少し柔軟にして、グローバルな世の中における法曹というものはどうあるべきかという観点をカリキュラムに取り入れていくことが非常に必要だと思います。そういう意味では、弁護士の教員がたくさん何百人もおられて、それぞれの現場で活躍されているというのは非常にいいことですし、やはりそういう広い視野を学生に教えるということを努力していただきたいと思います。以上です。

(北川議長)

フット委員、今中川委員がおっしゃっていたこと、日本との違いはどんな感じなのですか。

(フット委員)

教員に関する 500 人以上のアメリカ人教員に関するデータを集めて分析したことがあります。相当時間がかかりましたが、その調査を行った理由の一つは、日本における教員の採用の再検討の手がかりになるのではないかということです。もちろん日本の法科大学院に実務家教員が加わったというのは、非常に重要なことだと思います。中には、ロースクールで研究者教員と実務家教員が手を組んで教育をしているというのも、とてもいいことだと思います。アメリカの研究者教員は、2~3年の実務経験程度で一人前の実務家になっているというわけではありませんが、少なくとも実務的な感覚を持っているというのが重要だと思います。

また、法科大学院によっては、研究者教員に実務をすることを認めたり、あるいは奨励したりすることもあり、あるいはコンサルティングを認めたりするというロースクールもあります。実務的な感覚が生まれたら、実務と理論とを架橋する教育に関する意識も変わるのかもしれません。日本では、実定法をきちんと勉強してとにかく全部をマスターしてから考えさせるべきだという、十分な知識を持っていないところから考えさせるのは無理であるというような意識もあるようですけれども、アメリカは全く逆です。最初から考えさせるという、ゼロからスタートしたところから考えさせるというのを私は経験しています。

そのようなアプローチの妨げになっているのは、伝統的な研究者教員の意識に加えて、 やはりもう1つの妨げは司法試験です。

アメリカの場合はそもそも一回目の受験の合格率は8割ぐらいです。ハーバードのようなロースクールですと、一回目で95%以上の合格率ですので、司法試験をまったく意識しないで教育ができるということがあります。またアメリカの司法試験の内容は、もちろん法曹倫理の個別の試験もありますけれども、論文式問題の中に法曹倫理の問題が含まれているというパターンもあります。

アメリカの司法試験に出る融合問題は民事系、刑事系、公法系だけではなく、いろいろな分野にまたがる問題を扱います。もう1つのアメリカの司法試験の特徴として、いわゆるパフォーマンステストというものを注目したいです。現在では40州近くが導入している、このパフォーマンステストでは、受験者が法律事務所のアソシエイトになった前提で、か

なり分厚い資料を与えられて、パートナーからの指示に基づいて処理する、という内容の問題です。自分で与えられた資料を読んで、例えば趣意書の作成、契約書の作成、交渉案や解決案の作成などが求められるタスクになっています。このように、ハーバードロースクールの問題解決ワークショップと同じように、司法試験も実務と理論、そして倫理問題とを統合した内容になっていて、そのような能力を求めています。ですから、日本において司法試験の合格率が実務と理論とを架橋する教育の妨げとなっていることはさることながら、司法試験の内容も変わらないと行けないように思います。

(北川議長)

ありがとうございます。興味深い話ですが、時間オーバーでございますので、委員の皆 さんよろしゅうございますか。弁護士の先生方もよろしいですかね。また機会に、時間が あればと思いますが。本日の議題はこれで終わらせていただきたいと思います。

議題③ 第37回市民会議日程について

(北川議長)

それでは、次回、第37回の市民会議の日程を議題として、取り上げさせていただきます。 既に内定を通知させていただいておりますが、3月6日、水曜日で現段階で6名の方が参加可能なので、この日に行いたいと思います。それで、時間は午後の3時30分から5時30分に開催させていただきたいと思います。そこで、後ほどに懇親会の開催ということになりますが、この件については、事務局のほうから何かございますか。

(中西事務次長)

年度末ということで懇親会をさせてもらいたいと思います。ぜひ、皆さん、ご参加いた だきたいと思います。

(北川議長)

それでよろしゅうございますか。

それでは、3月6日の3時半から5時半まで、その後懇親会ということにさせていただきたいと思います。

6. 閉会

(北川議長)

それでは、その他何かございますか。

それではないようでございますので、本日予定しておりました審議を終了いたします。 本日の第36回の日弁連の市民会議を閉会とさせていただきます。どうも皆さん、ありがと うございました。(了)

[録署	

議長	_		
議事録署	名者 _		
議事録署	夕耂		
戒 尹	141		